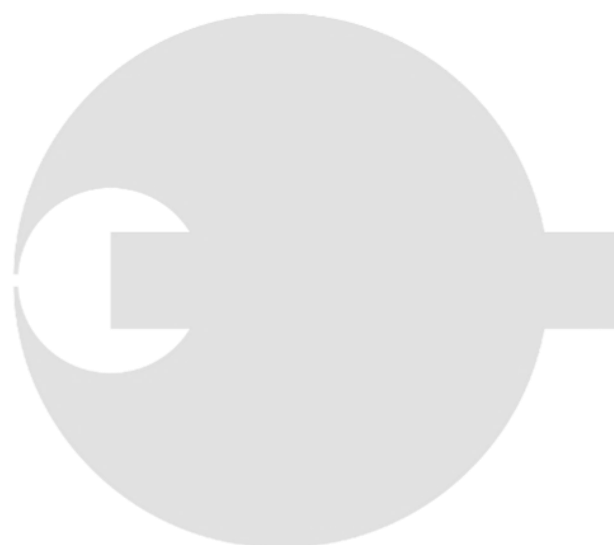


国土交通省設計業務等標準積算基準書

設計業務等標準積算基準書（参考資料）

読替規定



令和8年度

（令和8年8月1日より適用）

奈良県県土マネジメント部

目 次

奈良県が適用する設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）

- 1．設計業務等標準積算基準書・・・・・・・・・・・・・・・・設計- 1
- 2．設計業務等標準積算基準書（参考資料）・・・・・・参考- 2

奈良県県土マネジメント部においては「設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）」（令和８年度国土交通省）を次のとおりに読替えるものとする。

1. 設計業務等標準積算基準書

記載箇所	設計業務等標準積算基準書（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
3－1－3	第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務等積算基準 （略） 1－4 設計変更の積算 業務委託の変更は、<u>宜</u>積算書をもとにして次式により算出する。 業 務 価 格＝変更<u>官</u>積算業務価格×<math>\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の<u>官</u>積算額}}</math> （落札率を乗じた額） 変 更 業 務 委 託 料＝業 務 価 格 ×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注）1. 変更<u>宜</u>積算業務価格は、<u>宜</u>単位、<u>宜</u>経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の<u>宜</u>積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合	第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務等積算基準 （略） 1－4 設計変更の積算 業務委託の変更は、<u>発注者</u>積算書をもとにして次式により算出する。 業 務 価 格＝変更<u>発注者</u>積算業務価格×<math>\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の<u>発注者</u>積算額}}</math> （落札率を乗じた額） 変 更 業 務 委 託 料＝業 務 価 格 ×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注）1. 変更<u>発注者</u>積算業務価格は、<u>発注者</u>単位、<u>発注者</u>経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の<u>発注者</u>積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

2. 設計業務等標準積算基準書（参考資料）

記載箇所	設計業務等標準積算基準書（参考資料）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
参 1－1－1	第 1 編 総則 第 1 章 総則（参考資料） （略） 第 2 節 設計等における数値の扱い 2－1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 （設計に使用する価格）＝（内税価格）÷（1＋消費税率） なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 （略）	第 1 編 総則 第 1 章 総則（参考資料） （略） 第 2 節 設計等における数値の扱い 2－1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 （設計に使用する価格）＝（内税価格）÷（1＋消費税率） なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 （略）
参 1－2－7	（略） 1－5 技術者単価 直接人件費の基準日額（技術者単価）は、「<u>設計業務委託等技術者単価</u>」によるものとする。 （略）	（略） 1－5 技術者単価 直接人件費の基準日額（技術者単価）は、「<u>土木工事設計単価資料</u>」によるものとする。 （略）
参 1－2－9	1－9 設計変更の積算 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 業 務 価 格＝変更<u>官</u>積算業務価格×$\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の「官」積算額}}$ （落札率を乗じた額） 変 更 業 務 委 託 料＝業 務 価 格 ×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注） 1. 変更<u>官</u>積算業務価格は、<u>官</u>単位、<u>官</u>経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の<u>官</u>積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合	1－9 設計変更の積算 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、<u>発注者</u>積算書を基にして次式により算出する。 業 務 価 格＝変更<u>発注者</u>積算業務価格×$\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の「発注者」積算額}}$ （落札率を乗じた額） 変 更 業 務 委 託 料＝業 務 価 格 ×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注） 1. 変更<u>発注者</u>積算業務価格は、<u>発注者</u>単位、<u>発注者</u>経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の<u>発注者</u>積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。